

【 諸規程 】

- 1 神奈川地方最低賃金審議会運営規程
- 2 神奈川地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
- 3 神奈川地方最低賃金審議会公開要項

神奈川地方最低賃金審議会運営規程

第1条 神奈川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、神奈川労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を召集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適切な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる時には、あらかじめ会長に適切な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならぬ。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、必要な措置をとることができる。

3 会議の公開に当たっては、別途定める公開要項によるものとする。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を、その都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程は、最低賃金法第25条により設置する専門部会について準用する。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、昭和44年6月30日より施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成13年5月8日より施行する。

附則

この規程は、平成20年9月16日より施行する。

神奈川地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

- 第1条 神奈川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条の規定に基づき、特別小委員会を設ける。
- 第2条 特別小委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。
- 一 審議会の決議に基づき昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申による関係労働者または関係使用者の申出にかかる特定最低賃金の新設及び改正に関する事項
 - 二 前号に定める事項のほか、審議会運営規程第3条に基づく特定の事案に関する事項
- 第3条 特別小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各同数をもって組織し、その委員（以下「特別小委員」という。）の総数は、9人とする。
- 第4条 特別小委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。
- 2 委員長は、公益を代表する特別小委員の内から、特別小委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は特別小委員会の会議を招集する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙されたものが委員長の職務を代理する。
- 第5条 委員長は、会議を召集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除いて、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を、特別小委員に通知するとともに、神奈川労働局長に通知するものとする。
- 第6条 特別小委員は、会議において発言する場合には、委員長の許可を得るものとする。
- 第7条 特別小委員会は、審議した事項の結果については、速やかに審議会に報告するものとする。
- 第8条 特別小委員が欠席する場合は、その旨を事前に委員長に報告するものとする。
- 第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2名が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、昭和61年7月4日から施行する。

附則

この規程は、平成元年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年5月11日から施行する。

附則

この規程は、平成6年5月9日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附則

この規程は、平成20年8月8日から施行する。

神奈川地方最低賃金審議会公開要項

- 1 この要項は、神奈川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）公開に関し審議会運営規程によるほか、その具体的な取扱について定める。
- 2 審議会運営規程第6条に基づく非公開の決定は、審議会において会長が行う。
- 3 審議会の傍聴は全て事前申込制とする。審議会当日の申込は原則としてこれを認めない。
- 4 審議会の傍聴を希望する者は、審議会のおよそ1週間前までに、往復はがきにより申し込むものとする。一人の申込について、はがき1枚とする。
ただし介助者が必要な場合、その旨及び介助者の氏名も記入させる。
- 5 公開する審議会の開催日時及び場所については、審議会の2週間前に神奈川労働局掲示板及びホームページに掲示する。
ただし審議会の開催決定がこれに満たない場合は、開催が決定され次第掲示するものとする。この場合、前項に規定する申込みの締切期日を必要に応じ、短縮する。
- 6 傍聴を希望する者が多い場合は抽選とする。
- 7 傍聴は事前申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。
ただし第4項に規定する介助者についてはこれを認める。
- 8 傍聴人は傍聴人名簿に記入することとする。
- 9 傍聴人には別添の留意事項を周知させるものとする。
- 10 公開する審議会であっても、一部を非公開とすることができます。この場合、傍聴人は速やかに退去しなければならない。
- 11 第4項及び第5項から第7項の規定にかかわらず、報道関係者については席が許す限り、取材を認める。この場合であってもビデオ、カメラ等の撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。
- 12 議事録（議事録を非公開とする場合は議事要旨）は、およそ1か月以内にこれを公開するものとする。
- 13 傍聴人が留意事項に反する行為をとった場合、会長は退出を命ずるなど必要な措置をとるものとする。